

VII

実現に向けて

1 実現に向けて

推進体制を確立・維持します

着実な推進を図るためには、町民、事業者、各種団体、行政といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解するとともに、自らができること、なすべきことを責務とし、自覚して行動することが大切です。

さらに、各主体のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような推進体制の構築を目指します。

また、緑の長期的な持続のためには、常に適切な維持管理が行われることが必要であり、活動主体や団体の新陳代謝、世代交代が適当な時期に行われるよう配慮します。

段階的な事業の展開を行います

計画の内容は幅広く、また、目標の達成には、長期の時間を要することから、計画内容の普及、体制づくり、施策の実施に至る事業の展開は段階的に、着手可能なことから効果的、かつ着実に取り組みます。

隣接市との連携を図ります

緑は、町域内にとどまらず、隣接する市と広域的につながって存在しており、水と緑のネットワークを充実・維持する上で、緑の連続性は特に重要となります。

このため、隣接する市との連携を図り、広域的な取り組みを進めます。

適切な進行管理を行います

目標や将来像の達成を目指し計画に定めた施策を着実に推進していく必要があります。そのためには、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を効率的に把握し、その状況を評価し、評価結果を計画や施策、目標の見直しなどにつなげる、継続的改善の仕組み（P-D-C-Aサイクル）を構築します。

2 計画プログラム

本計画は、松伏町全域における「水と緑のネットワーク形成」を維持・充実する20年の長期の取り組みとなることから、2期に分けて、10年で見直すものとします。

計画プログラム

施策の柱	第1期（令和元年～10年）	第2期（令和11年～20年）
緑をまもる施策	<p>保全・活用</p> <p>農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園・公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の設置</p>	<p>保全・活用の維持</p> <p>農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園・公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の設置</p>
緑をつくる施策	<p>整備・活用</p> <p>(都) 浦和野田線の緑化促進 (都) 東埼玉道路の緑化促進 大川戸、松伏・田島地区の緑化促進 (仮称) ゆめみ野北地区の緑化促進 (公園・子どもの遊び場づくりを含む)</p>	<p>保全・活用の維持</p> <p>松伏インターチェンジ周辺の新市街地 緑化促進 その他の整備地区の緑化促進 (開発による公園整備)</p>
緑を広げる施策	<p>活動の維持・継続</p> <p>町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの 活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発</p>	<p>活動の維持・継続</p> <p>町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの 活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発</p>
水と緑の ネットワーク	<p>ネットワークの形成 ・質の向上</p>	<p>ネットワークの形成 ・質の維持</p>

令和11年を計画の見直し初年度とします。